

静岡県告示第 119 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
伊豆市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊豆都市計画下水道事業 伊豆市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和49年2月5日
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

=====

静岡県告示第 120 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
伊豆の国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
田方広域都市計画下水道事業 伊豆の国市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和49年2月5日
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

変更なし

=====

静岡県告示第 121 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 施行者の名称

函南町

2 都市計画事業の種類及び名称

田方広域都市計画下水道事業 函南町公共下水道（東部処理区）

3 事業施行期間

自 昭和51年11月12日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし